

姫瓜節供
髪子節供

〔骨董集、上編下後〕追加 姫瓜節供、髪葛子節供、今伊勢桑名わたりの俗に、女童のごとばに、八月朔日を、姫瓜の節供。となへ、ひめ瓜に顔を畫がき、べにおしろいをいろどりて頭とし、つけ木、又竹の筒などを身とし、紙又絹などの衣服をきせて、ひいな人形につくり、棚にすゑ、酒、赤飯などをそなへてまつる。又九月九日を、かづら子の節供。となへ、ひいな草つみて、ちひさく男女の頭をつくり、これも棚にすゑ、おなじごとく物そなへてまつるとぞ、前にもいへることく、瓜に顔かく事は、清少納言の草紙に見え、ひいな草つむ事は、源三位頼政卿の父、源仲正が歌によめれば、いといとふるき事なり、按に、これらはいにしへ質朴なりし世に、天兒、母子などの略儀とし、贖物のころばへにてまつれる古俗のなごりなるべし、上巳のひいなは、かへすぐもいにしへに似す、今の和名抄を見るに、今のかもじを、古へは、かづら子の事のうつけれるには、あらずや、江戸ちかき地にて、ひいな草つみて、ひいなつくる事は、すれど、物そなへてまつる事は、せず。

〔骨董集 上編下前〕

後の雛

後の雛の事

古き物に

いまだ見

あたら

らず、元

祿以後

の事なる

べし、滑稽

雑談

〔雑談 正徳三
年撰〕

卷十七に

云、後の

雛 九月九日

和國の

女兒ひな

遊びを

なす事、古

き物語にも

出たり、上

巳の節に

據あるよし、三月の部に記す、今又九月九日に賞する女兒多し云々、俳諧是を名付て後の雛とす、其上巳に對して謂る也、晉子十七回享保八年刻、乗物の歩みすくなき後の雛、といへる附合の句あり、されば正徳享保の比は、すでにありし事也、今も京大坂などにはあるよしなれど、三月の如くするにはあらず、雛を一ツ二ツ出してかたばかりなり、それもなべてにはあらずと、なん吾山が朱むらさきに、いづみの堺にもあるよし見えたり、播州室の邊には、八朔にひなを立てる所ありと、或人いへり、其實否は、えららず、

〔嬉遊笑覽 六下
兒戯〕

後の雛は、

略 中 續五元集、

中 穴いちに

塵打はら

ひ草枕、

ひ、なかざり

ていせの

八朔、

又入子枕、

正徳元年

草子 二季のひ、なまつり、今も京難波には、後の雛あるよしなれば、三月の如くなべ